



計画策定の経緯

荒川区花と緑の基本計画は、「荒川区みどりの基本計画策定委員会」を設置して調査・検討を行うとともに、みどりの区民懇談会・地球を守る区民会議・パブリックコメントなどを通じ、多くの区民のご意見や提言を踏まえて策定しました。

開催日時	内容	議題・テーマ等
平成 20 年		
6月 6日	第 1 回みどりの基本計画策定委員会	「みどりの現況と評価及び課題について」 公園等の整備 / 公園等の管理運営 / 緑化推進事業 / 区民による緑化活動
7月 7日	第 2 回みどりの基本計画策定委員会	「計画方針について」 みどりの将来像 / 緑と土のネットワーク形成 / 基本理念と基本方針 / 計画フレーム / みどりの確保目標量
7月 23日	第 1 回みどりの区民懇談会	「荒川らしいみどりの名所とは」
7月 31日	第 3 回みどりの基本計画策定委員会	「施策について」 みどりの基本計画をすすめる施策の考え方 / 緑と土のネットワークの形成方針 / 施策の体系と内容
8月 5日	第 2 回みどりの区民懇談会	「今あるみどりの名所・つくりたいみどりの名所とは」
8月 25日	第 3 回みどりの区民懇談会	「みどりの名所の育て方・つくり方とは」
9月 2日	第 10 回地球を守る区民会議	「あらかわのみどりを考える」 みどりを増やす方法について / 区内のみどりの名所について / みどりと触れ合う心について
9月 16日	第 4 回みどりの基本計画策定委員会	「荒川区花と緑の基本計画（中間のとりまとめ）」について
12月 11日 ～ 12月 24日	パブリックコメント	「荒川区花と緑の基本計画（中間まとめ）」について
平成 21 年		
2月 2日	第 5 回みどりの基本計画策定委員会	「荒川区花と緑の基本計画（最終案）」について
3月	「荒川区花と緑の基本計画」制定	

荒川区みどりの基本計画策定委員会

1 設置要綱

荒川区みどりの基本計画策定委員会設置要綱

平成20年5月20日制定
(20荒土公第171号)
(副区長決定)

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する市町村(特別区含む)の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として位置付ける荒川区みどりの基本計画(以下「基本計画」という。)の策定を行うことを目的として、荒川区みどりの基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(分掌事務)

第2条 策定委員会は、区の公園緑地の実態等を踏まえ、今後の緑化推進に関する施策について調査・検討を行い、基本計画(案)を取りまとめて区長に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員14名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政団体の代表者
- (3) 地域団体の代表者
- (4) 公募区民
- (5) 区職員

2 策定委員会の委員のうち、関係行政団体の代表者及び区職員については、下表に掲げる職にある者を以って充てる。

関係行政団体の代表者	東京都都市整備局都市基盤部 公園緑地計画担当課長
区職員	副区長
	総務企画部長
	環境清掃部長
	都市整備部長
	土木部長

(委員の任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(策定委員会)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に策定委員会への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 策定委員会に、施策に関する具体的事項を検討するため、荒川区みどりの基本計画庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

2 検討委員会の委員は、区職員のうち下表に掲げる職にある者を以って充てる。

総務企画部	総務企画課長
	企画担当課長
管理部	営繕課長
区民生活部	区民課長
環境清掃部	環境課長
都市整備部	都市計画課長
	住環境整備課長
	建築課長
土木部	管理計画課長
	道路課長
	公園緑地課長
教育委員会	庶務課長
	教育施設課長

(庶務)

策定委員会及び検討委員会の庶務は、土木部公園緑地課において処理する。

(その他)

この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び検討委員会の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

2 委員名簿

: 委員長 / : 副委員長

区分	氏名	所属等
学識経験者	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部 教授
	木下 剛	千葉大学大学院園芸学研究科 准教授
	一ノ瀬 俊明	独立行政法人国立環境研究所 上席研究員
関係行政団体の代表者	大塚 高雄	東京都都市整備局都市基盤部公園緑地計画担当課長
地域団体の代表者	近藤 利文	荒川区町会連合会 代表世話人
公募区民	青山 幸子	荒川三丁目在住
	加藤木 とみ江	東日暮里一丁目在住
	白倉 陽子	町屋一丁目在住
	林 輝司	町屋一丁目在住
区 職 員	三嶋 重信	荒川区 副区長
	北川 嘉昭	荒川区 総務企画部長
	新井 基司	荒川区 環境清掃部長
	倉門 彰	荒川区 都市整備部長
	緒方 清	荒川区 土木部長
事 務 局	土木部公園緑地課	
	株式会社 ヲム地域環境研究所	

3 議事要旨

(1) 第1回荒川区みどりの基本計画策定委員会

(1) 区のみどりの現状についての意見

- ・都電や都電のバラ、尾久の原公園のシダレザクラ、荒川公園の花壇などを楽しむために、区外からの来訪者が多い。
- ・色とりどりの花を付ける木を植栽している住宅も多い。
- ・狭い道や狭い敷地が多いが、鉢やプランターを利用してみどりを楽しむ家庭が増えている。
- ・同じような花がたくさん咲いている道路は、きれいで魅力的である。
- ・地先園芸等による小規模なみどりが、荒川区の魅力であり特徴となっている。
- ・白鬚西地区は、再開発事業により建物が高層化され、地上部にはみどりが多く確保されており、みどりのネットワークが形成されている。
- ・(小さな)公園を多く整備し過ぎている。

(2) 計画策定に向けた意見

緑化施策に関する具体的意見

- ・街なかで子どもたちが草地に親しめるよう、原っぱのみの公園も造っていく方がいい。
- ・テーマ性を持たせたみどりづくりの検討も重要である。
- ・優良なみどりのある個所をマップ化したり、コンクールを開催する等、区内のみどりを評価する場を設けてもいい。
- ・低層の住居地域においては、屋上緑化や軌道敷の緑化を進めることが有効である。
- ・民有地のみどりを増やしていくことが課題である。
- ・鉢植えやプランター緑化だけでなく、色とりどりの花も楽しめる道路もつくっていく方がいい。
- ・区民が工夫して行っている鉢植えやプランター緑化等の小規模なみどりづくりを、計画に反映させる必要がある。

企業の協力に関する意見

- ・企業の社会的責任(CSR)は、今回の基本計画を策定する上で重要なキーワードである。
- ・荒川区の緑化に対して、企業のあり方や貢献方法等を計画に示していくことが重要である。

防災性の向上に関する意見

- ・みどりが市街地の防災性能の向上に、いかに寄与するかを計画に位置付ける必要がある。密集市街地が広がる荒川区においては、防災という側面から、学校など公共施設の緑化を進める必要がある。

啓発に関する意見

- ・区民に対して、みどりの重要性を理解してもらうための啓発は重要である。
- ・みどりを育む心を、子どもの頃から養っていくことが大事である。
- ・みどりづくりに関して、互いに声を掛け合い、褒め合うという行為が増えていくと、「自分だけが楽しむみどり」という意識から、「みんな見てもらいたいみどり」という意識に変わる。
- ・街なかに良いみどりを形成していくためには、区民が互いに褒めあう等、個人がみどりの管理を継続していく取組を考えることが大切である。
- ・みどりのボランティアに取り組む区民の活力を、最大限発揮させる仕組みがつかれるといい。

みどりのネットワーク形成に関する意見

- ・ネットワークの計画上、川沿いのみどりの拠点を、いかに市街地の中に引き込むかが課題である。
- ・市街地に大規模な公園を新たに造ることは難しいので、みどりの街区という考え方が大切になる。
- ・密集市街地内から、川沿いの大規模なみどりに至るまでのみどりの配置やアクセス等に関して、再検討する必要がある。

環境と観光に関する意見

- ・今回の計画には、観光と環境の視点を取り入れるべきである。
- ・都電や都電のバラのようなまちのシンボルとなるみどりをつくり、区内の人に加え、区外からの観光客にも、荒川のまち全体を楽しんでもらうことが重要である。
- ・CO₂削減やヒートアイランド現象の緩和等の他、街かどのみどりが環境面にどのように寄与するのかを検証できるといい。

(3) 現状把握についての意見

- ・昔からあるみどり(今後も残っていくみどり)は、現在、どの程度あるかを把握する必要がある。
- ・今後、まとまったみどりの確保が期待できる面的な整備の事業は、どの程度予定されているかを把握する必要がある。
- ・みどりのまちづくりを進めていくにあたり、どの程度の企業の協力が得られるかを把握する必要がある。

(2) 第 2 回荒川区みどりの基本計画策定委員会

(1) 基本方針に関する意見

みどりの将来像について

- ・幸福実感都市の実現に向けて、みどりがどのように寄与できるのかを話し合うべきである。
- ・多くの人が、木や草原といった自然を感じることができる大きな公園に、幸せを感じているように思う。
- ・人の幸福を支えるみどりとして「生存レベル¹」「生活レベル²」の2種類がある。

1 生存レベル：災害時の避難地・避難路としての機能、癒し効果、ヒートアイランド現象の緩和等に寄与するもの

2 生活レベル：レクリエーション、生き物とのふれあい、景観の魅力向上等に寄与するもの

大規模公園の配置及びネットワークについて

- ・市街地内にも大規模緑地を配置し、川沿いのみどりと連担させるみどりのネットワークをつくっていくことが望ましい。
- ・大規模公園は、隅田川沿いに整備されているが、市街地内にはない。市街地内に整備することが現状として困難だとしても、方針としては示しておくべきだ。
- ・土は緑の基盤であるという考えのもと、非舗装面を増やし連続させていくことを目指していく必要があると思う。
- ・冷涼な空気は、東京湾から川に沿ってあがってくるため、区の南境を重点的に緑化することが望ましい。
- ・風の道をつくるという視点を踏まえ、市街地内にも大規模な緑地を配置し、川沿いのみどりと連携させるネットワークをつくっていくことが望ましい。
- ・開発に伴う地上のみどりは、マンションの地先園芸として捉え、従来の地先園芸とあわせて、これらのみどりの分布を精査し、みどりのネットワークを検討していくべきだ。
- ・みどりと土のネットワークを形成するために、区内の基本的なみどりの状況を整理するとともに、具体的なみどりの確保箇所、利活用方法等も踏まえて検討する必要があると思う。
- ・みどりの配置を検討するにあたっては、災害時の一時避難場所の分布等の実態を把握しておく必要があると思う。

みどりづくりについて

- ・「風の道をつくる」という視点で、環境改善に資するみどりを創出する施策を考えていくべきだ。
- ・荒川区は、ヒートアイランド現象の影響を受けやすい地域であるため、河川沿いだけでなく、市街地内にもまとまったみどりを確保しなければならない。
- ・密集市街地の中で目指すべきみどりの姿を、計画の中で明記しておく必要がある。
- ・都市計画と連動してみどりのあり方・増やし方を検討すべきだ（地区計画の活用・土地用途別の緑化率の規定等）。
- ・みどりを整備し、量を増やすことに加え、維持管理の面も併せて考えていくべきだ。

名所づくりについて

- ・観光客がきて楽しめる公園をもっとつくって行くべきだ。
- ・文化財等の歴史資源は、名所の候補地となるため、分布を洗い出し、どのように残っているかを押さえることが大事である。
- ・名所づくりに関しては、古くから残る名所、新たな名所をともに検討していく必要がある。
- ・徒歩や自転車で快適・安全に名所を移動できるように、名所同士をつないでいくことにも配慮することが望ましい。

みどりの確保目標量の設定について

- ・みどりの確保目標量の設定にあたっては、緑化指導の規定について、現行制度に基づく成果を精査し、今後見直せる余地があるか検討する。
- ・みどりの確保目標量として挙げた意見は以下のとおり。

人の目線から捉えたみどり（人が感じるみどり）の量

樹木地と草地の重み付けを変えたもの（樹木地は+3pt、草地は+0.5ptにする等）

緑視率（地先園芸等や壁面緑化等のみどりも算定される）や緑積率

みどりのボランティア団体数

壁面緑化の量

みどり率

(3) 第 3 回 荒川区みどりの基本計画策定委員会

(1) 施策体系等に関する意見

施策の体系について

- ・ 施策の策定とともに、達成に向けたアクションプラン(行動計画)の策定も必要である。
- ・ アクションプランは、施策毎にいつまでに・誰が・どこで・どのように・何をするかを明確にする。
- ・ アクションプランは、施策をどのように進めるかが明確なものとしていくべきだ。

施策の優先順位について

- ・ 防災・子どもたちの遊び場・自然とのふれあい等の視点から、公園の適正配置やみどりが必要な個所を精査し、優先的にすすめていく施策を検討していくことが重要だと思う。
- ・ 区民の視点からみて、重要であると感じたみどりの施策を計画に取り入れていく。
- ・ 区民の興味が湧く施策を、優先的に実施していくことが有効である。
- ・ 人の往来が多い駅前周辺の緑化を優先的に進めていくべきだ。

(2) 施策に関する意見

みどりづくりに関する施策について

- ・ 緑化地域制度の導入に際しては、実効性も含め精査し、計画書への掲載方法も検討する必要がある。また、導入にあたっては、まずモデル地域で進めていくことが望ましい。
- ・ 緑化地域制度の運用時は、条例等で緑化規定に関して細かい事項を決めていく措置をとることも必要である。
- ・ 駅前の緑化は、荒川の玄関口として、緑化・花による修景等により整然とした空間としていくべきだ。
- ・ 駅前に加え、都電の停車所・バス停等においても緑化・修景が可能だ。
- ・ 荒川区の放置自転車の対策として、整然とした空間を保とうとする心理が働くように促すためには、接道部の緑化・修景が有効だと思う。
- ・ 緑化スペースに余地がある学校の屋上緑化も施策に取り入れるべきだ。

みどりの名所に関する施策について

- ・ 荒川の名所のいずれかにおいて、1年通して楽しめるプログラムがあると望ましい。
- ・ 名所のPRとして、都電の停車所から名所まで移動できるルートを利用者に提供できるといい。
- ・ 名所づくりに関してガイドツアーを実施し、併せて名所を案内するガイドも養成できるといい。
- ・ ガイドツアーは、ツアーコースの中に、名所に加え、区民活動の場所も取り入れ、名所を増やすとともに、区民活動への参加を促せるといい。

みどりの普及啓発に関する施策について

- ・みどりの普及・啓発には、区報・CATV・HPに加え、インターネットも積極的に活用していく。
- ・インターネットの活用により、区内の名所・区民活動・イベント等を区民に提供していく。

(3) みどりのネットワークに関する意見

- ・地域を1つの単位とし、地域毎の特色を踏まえ、「地域のみどりのあるべき姿」を明確にし、達成に向けた施策を立てていく。
- ・みどりと土のネットワークの形成とともに、生き物が生息できる空間を増やすことにより、自然性の高い場所を増やし、エコロジカルネットワークの形成も目指していくことが望ましい。
- ・みどりと土のネットワークの形成方針図に加え、計画の具体化を図るため、「現況図」「実際の施策のアプローチ図」「計画目標図」を作成することが望ましい。
- ・核・軸となるみどりに関して、達成目標年次を大まかに示しておくことが望ましい。
- ・ヒートアイランド現象緩和対策として、市街地内に冷涼な風を取り入れる計画を立てる場合、河川上の冷涼な風が、市街地のどこまで入ってくるかを、矢印と長さで表現する。
- ・加えて、冷涼な風を取り入れるための緑化や建築計画のための施策を図示していく。
- ・内容が煩雑にならないよう、みどりと土のネットワーク形成方針図とは別に、「(仮称)市街地内に冷涼な風を取り入れる計画図」を新たに作成することが望ましい。

(4) 第4回荒川区みどりの基本計画策定委員会

(1) 全体構成に関する意見

- ・計画の視点と基本方針について、コンセプトを整理した方がよいのではないか。
具体的には、名所づくりというと区外の人を対象にしたものに限定されるように感じる。区内の人にとっても区外の人にとっても魅力あるみどりづくりが必要である。計画の視点には、観光の部分が欠如している。基本方針には、区民の視点が欠落している。両方の視点を入れて魅力あるみどりづくりを行っていくようにすべき。それに沿って体系を整理すべき。
- ・「花と緑」、「緑化」、「緑花」、「みどり」等、言葉の定義付けをしっかりとった方がよい。
- ・道路の部分に関して、特徴、現状、そして計画も不足している。例えば、現状の部分には、街路樹の本数だけが記載されているが、図面で示したほうがよい。
- ・みどりは視覚だけでなく五感である。匂い、香り、虫の音を聴ける、幅の広い、トータルデザインの考え方を打ち出していくべきである。みどりは魅力的で、街づくりに有効なのだとすることをどこかに記載すべきである。
- ・2章の4の内容がまとまっていない。現況をまとめて課題を整理する部分である。ここを出されたことが、3章5章に対応してくると思うが、対応関係がはっきりしない。課題と施策が整合していない。

(2) みどりの確保目標量に関する意見

- ・CO₂削減やヒートアイランド対策に関する目標量を入れた方がよい。
- ・1年間に樹木を20本必ず植える、駅前に桜の木を植えていく、地域を決めて10本植えるなど、具体的な目標が欲しい。
- ・環境交通省エネルギー詳細ビジョンでは、CO₂削減の効果を樹齢30年の杉で換算して示している。このように、区民が分かりやすい目標値の設定が必要である。(例：夜間温度がどの程度下がる。ヒートアイランド現象の緩和)
- ・みどりがあれば、健康に良いということを分かりやすく示すべきである。
- ・緑被率については、新たな土地を確保して増やすものと、既存の公園等を利用してみどりだけを増やすものがあると思うが説明が欲しい。
- ・公園面積については、12.2haの根拠や内訳のほか、何処にどのように増やすのかについて説明が欲しい。

(3) みどりと土のネットワーク図に関する意見

- ・土にこだわる必要があるのか？みどりのネットワークでも良いのではないかと。
- ・土というキーワードは良いが、土というニュアンスがあまり盛り込まれていないのなら、削除しても良いと思う。「土」は、前計画から続いているキーワードである。舗装されていない地面を確保して、そこにみどり花を増やしていこうという考えであると思う。ビオトープとかエコロジーというエッセンスを入れたかったのではないかと。地べ

たとか土を確保して、公園などまとまった面積のオープンスペース、大地とかをどうしたいかが、今のままでははっきりしない。大地の土をどうするのかという判断が必要である。

(4) 施策別計画に関する意見

- ・「環境に資するみどりをまもりつくる」の計画に、CO₂削減、ヒートアイランドなど、環境の視点で施策を盛り込んだ方が良い。
- ・美しくきれいに連なっていく地先園芸などについて考えるべきである。路地がきれいにみえてくるようなことが実現できるプランづくりが必要。(啓発活動などを地道に続けるなど。)
- ・作って終わりではなく、進行管理、計画の実効性の評価について、考え方を示した方が良い。(例：PDCAサイクルを説明して、「モニタリングしていく。」など。)また、アクションプログラムは別立てだが、これについても大まかな内容を明記すべきである。今後どのように実現していくのか、進行をどのように管理していくのかということを示すべき。

(5) 個別施策に関する意見

- ・子どもの教育のために、尾久の原公園に自然を体験する場所をつくるべきである。今のままでは難しい。環境づくりを東京都に働きかけて欲しい。
- ・方針2の名所づくりの施策のうち、尾久の原公園の整備促進については、街の魅力を高め、関心を持ってもらうために、イベントの充実などに触れて、荒川らしさを出した方が良い。例えば、シダレザクラ祭り、ウォークラリーの実施など。
- ・方針3のうち、取組の体制づくりについては、バラの会、街なか花壇などへの参加者を増やすことを明記すべきである。
- ・街なかや、区の事業で使用しているプランターや鉢の色についての配慮が必要である。カラーコーディネーターなどを採用した施策の展開が必要である。
- ・低木内のゴミの清掃が大変である。管理を考えた公園づくりが必要である。
- ・ひまわりが咲き乱れる公園など、魅力ある公園づくりが必要である。
- ・区民参加、商店会の参加の部分が不足している。これらは、計画を進めるうえで強力な武器となる。商店会を巻き込むような施策を提案すべきである。
- ・花を種から育てる場所が欲しい。児童遊園の一部を利用して、つくっても良いと思う。
- ・花と緑の街づくりには、子どもたちの花壇、ビオトープ、緑化活動、自然体験などが街に染み出し、地域と商店会などが一体となるような施策の展開が必要である。子ども会、商店会、町会、学校などコミュニティーに根ざした花と緑の街づくり活動を目指していく必要がある。講習会とかサロンとかを新しくつくるのであれば、既存のコミュニティーを活用したほうが現実的である。

(6) 地域別方針に関する意見

- ・ 緑被率の目標値、企業とか区民の活動の状況、名所の数の目標値は記載しないのか。
- ・ 地域ごとの方針図の中に記載されている公園やみどりの計画位置については 生割に、必要な説明があっさりしすぎている。南千住、町屋、西日暮里については、現況と課題で説明している災害時の危険度ランキングや公園の誘致圏図を重ねると空白地帯が分かるのではないか。
- ・ 量的な目標など、地域の特色を生かした花と緑の方策を明確にする必要がある。また、それを、アクションプログラムに入れるなど、明確にすべきである。
- ・ すぐできることと、長くかかることを明確にしていきたい。

(7) アクションプログラムに関する意見

- ・ アクションプログラムには デザイン、景観などをテーマした施策を盛り込むのも良い。

(5) 第 5 回 荒川区みどりの基本計画策定委員会

(1) 《第 1 章：計画の位置付け》に関する意見

- ・本計画との関連計画（東京都の緑施策）に関する記述について、現在は主に緑の東京 10 年プロジェクトにより進められているため、緑の東京計画は削除して欲しい。
- ・1 章と 6 章の目標年次の説明について、整合を図るべきである。
- ・荒川区は外国人の占める割合も少なくないため、外国人登録を含めた人口の実態が分かる記述に変更した方がいい。

(2) 《第 4 章：施策別計画》に関する意見

- ・本計画には、事業者参画に係わる緑化施策が網羅されていると思うが、実際に事業者がすべきことが分かる掲載方法を検討して欲しい（事業者の参画による緑化の仕組みづくりの事例 等）。
- ・西日暮里地域にも一部かかっている南北崖線^{がいせん}の緑に関して、東京都は、このまとまった緑の保全に向けて検討を進めている。このため、この崖線^{がいせん}の緑の保全・歴史的な景観整備等についても示唆して欲しい。
- ・荒川区の緑化指導は、「荒川区みどりの保護育成条例」「荒川区市街地整備指導要綱」「荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例」により実施しているため、その記述を加えるべきである。
- ・みどりの協定を締結している町会・企業等の件数について、ページにより相違があるので精査して欲しい。
- ・在住している町屋地域は、個々の敷地規模が小さく緑化スペースも狭い。このため、事業者がまとまった土地を手放した際には、区が積極的に確保し緑化して欲しい。
- ・荒川区は、都市計画マスタープラン・住宅マスタープランもあわせて作成しているが、この中で、これからの 20 年間は密集地域の改善を視野に入れた計画を進めることとしている。密集地域の道路の拡幅、公園等の整備等は重点的に進めていきたいと考えている。
- ・上記に関しては、地域別のみどりにかかわる方針の項目で、より詳細に示して欲しい。

(3) 《第 5 章：地域別計画》に関する意見

- ・各地域別方針に掲載した土地利用図と現況図の内容の整合を図って欲しい（公園の分布状況等）。

(4) その他計画全般について

- ・本計画は、花と緑の名所づくりの施策を取り入れた特徴的な計画書であり、荒川区の地域性を活かしており、非常にすばらしい。区民の心のよりどころとなる花と緑がいつばいのまちづくりになるように願っている。
- ・人々が多く集まる公園や駅前の美化・緑化推進は積極的に進めて欲しい。
- ・本計画には、いくつかの江戸名所図会が掲載されているが、荒川区ならではの特徴的な花や緑を活かしたまちづくりも意識して欲しい。
- ・尾久の原公園や荒川自然公園等の緑の情報は、来訪者にも紹介できるよう、立て看板や区報等による情報発信を進めて欲しい。
- ・教育現場でも活用できるように、子ども達にも分かる情報発信を進めて欲しい。
- ・尾久の原公園のPRに関しては、土木部と環境清掃部と共同で小冊子をつくっていきたい。

(5) 最終案について

「荒川区花と緑の基本計画」最終案については、全出席委員の賛成により承認された。ただし、本委員会の議事を受けて最終案を事務局が修正し、委員長が確認することとする。

区民参加の記録

1 みどりの区民懇談会

荒川区の環境資産となるみどりの名所や、その名所のつくり方について、区民からの意見を集約することを目的とし、全3回のみどりの区民懇談会を開催しました。

第1回みどりの区民懇談会

日 時 平成20年7月23日(水) 午後7:00 ~ 午後8:30

場 所 荒川区役所北庁舎 第一会議室

参加人数 18名

テ - マ 荒川らしいみどりの名所とは?

- 内 容
- ・荒川区みどりの基本計画の策定について説明
 - ・「みどりとは何か」「みどりの役割」「みどりの状況」について認識を深めるために、クイズ形式により説明
 - ・「今あるみどりの名所」「つくりたいみどりの名所」について意見交換

主な意見 今あるみどりの名所

- ・尾久の原公園 ~ シダレザクラ、多様な生き物など
- ・荒川自然公園 ~ 樹木、池、ホタルなど
- ・汐入公園 ~ 隅田川沿いのサクラ、ツツジ
- ・西日暮里公園 ~ 豊富なみどり
- ・都電のバラ
- ・正庭通り、かんかんもり通り、七中前 ~ サクラ並木
- ・向陵稲荷坂 ~ みどりのトンネル
- ・素盞雄神社 ~ 桃の木

つくりたいみどりの名所

- ・森のような公園 ~ 自然を観察できる公園
- ・バラ園
- ・川辺を取り込んだ公園 ~ 隅田川沿い、ポピーやコスモスなど同じ花がたくさん咲く公園
- ・荒川自然公園 ~ 樹木や花を増やした荒川自然公園
- ・尾久の原公園 ~ 大きな花壇のある公園
- ~ 多様な生き物や野草などが生息する公園



第2回みどりの区民懇談会

日 時 平成20年8月5日(火) 午後7:00~午後8:30

場 所 荒川区役所北庁舎 第一会議室

参加人数 14名

テ ー マ 今あるみどりの名所・つくりたいみどりの名所とは？

内 容 ・「今あるみどりの名所」「つくりたいみどりの名所」について、意見を集約
・「案内したいみどりの名所」「かかわりたいみどりの名所」を抽出し、名所マップを作成

主な意見 案内したいみどりの名所

- ・下町の展望を楽しめる諏訪台
- ・花や樹木がいっぱいの尾久の原公園
- ・多くの自然と触れ合える荒川自然公園
- ・バラのきれいな都電沿線
- ・隅田川沿いの親水空間
- ・子どもが楽しめる荒川遊園

関わりたいみどりの名所

- ・魅力いっぱいの尾久の原公園
- ・区民みんなが協力してつくる花のみち
- ・ケヤキ並木により木陰ができるウォーキングコース
- ・緑が多い幹線道路
- ・みどりと花がいっぱいのマンション
- ・街なか花壇
- ・シンボルツリーのある町屋駅前



第3回みどりの区民懇談会

日 時 平成20年8月25日(月) 午後7:00~午後8:30

場 所 荒川区役所北庁舎 第一会議室

参加人数 16名

テ ー マ 区民が作りたいみどりの名所とは？

今後の区民活動にむけての動機付けをするために、区民が主体的に行うみどりの名所づくりの内容や手法と区民の役割について整理し共有化を図る。

内 容 ・グループ討議(3グループ)

・これまでに出的意見を踏まえ、グループ毎にモデル地域とテーマを設定し「区民主体のみどりの名所づくり」について討議

・それぞれ「プロジェクト」と称し対象となる拠点を名所化していくために、「区民ができること」「支援してもらいたいこと」について意見交換し、まとめる

討議結果 1 宮前公園と都電沿線

プロジェクト名:「(仮)荒川バラプロジェクト」

- ・梶原から小台間の歩道にバラを植栽する
- ・補助90号線事業の残地を利用してミニバラ公園を整備する。
- ・宮前公園をバラの公園として整備する

2 尾久の原公園

プロジェクト名:「尾久の原公園アピールプロジェクト」

- ・尾久の原公園での活動内容、イベント、生き物の情報を発信する
- ・公園のみどころなどを記載した立派な看板を設置する
- ・区民が維持管理できる花壇を設置する

3 町屋駅周辺

プロジェクト名:「花と緑のオアシスプロジェクト」

- ・都電の駅の雰囲気もう少し良くする
- ・駐輪する自転車への対策
- ・交番の位置を少し移動する
- ・地下鉄の出入口を反対側にも設ける
- ・小さな緑の広場を整備する
- ・美しい路地づくりを進める



2 地球を守る区民会議

区民、事業者が環境への取組について意見交換することを目的に設置された、地球を守る区民会議に「みどり」をテーマとして取り上げてもらい、下記のとおり提案を受めました。

第10回地球を守る区民会議	
開催日時	平成20年9月2日(火) 18:00~20:00
場 所	サンパール荒川 小ホール
参加人数	71名
テ ー マ	みどりを増やす方法について 区内のみどりの名所づくりについて みどりを普及するための仕組みづくりについて
方 法	グループ討議
討議内容	<p>みどりを増やす方法に関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街のブロック塀を生垣に変更(簡単に殖やせる植物、四季を通じて楽しめる植物) ・緑のカーテン、屋上緑化の促進(緑化の義務付け、補助制度の拡充) ・廃校の利用(運動場の緑化) ・校庭緑化の推進(芝生のボランティアによる維持管理、ピオトープの整備) ・空地の緑地化(尾久の原のグラウンド、防災広場、駐車場、JRの敷地) ・家庭菜園の奨励(助成制度の確立) ・街なか花壇の拡充、道路上へのプランター設置 ・公園、公有地を家庭菜園として利用(貸し出し、指導員の配置) ・日暮里・舎人ライナーの橋脚間を緑化 ・苗木の無料配布 ・自然公園などの公園を中心にみどりを増やす ・緑のカーテンを街路樹代わりに利用(狭い歩道の緑化) <p>区内のみどりの名所づくりに関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バラを広める(都電沿線から荒川公園、自然公園などへ広める。点から線、面へ) ・同じ花による名所化(1万本単位の同種の花を植える) ・壁面、屋上、ベランダを緑化し区全体を名所化 ・緑のライン化(桜並木の連続化など) ・西日暮里三丁目社寺の緑の名所化(谷中からの連続性を確保、PRの徹底) ・公園への植樹(常緑樹による森のようなゾーンづくり) ・荒川デートマップの作成(樹木、草花の名前などを記載) <p>みどりを普及するための仕組みづくりに関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土づくりリーダーの養成(土のつくり方を知らずにみどりと触れ合う心は育たない) ・緑のコンテスト開催(緑の調査隊による採点、区内ベストテンの決定) ・緑の復活(昔あった緑を復活させる)

- ・ 緑のアドバイザー制度（玄関にシールを貼る。誰もが気軽に失敗談、成功談を聞ける。）
- ・ 姉妹都市との連携（緑の多い個所を見て、緑を増やしたい気持ちを育む。ツアーの実施、山菜採り体験の実施など）
- ・ 緑のカーテンコンクールの開催（緑の週間に合わせて開催）



3 パブリックコメント

荒川区花と緑の基本計画（中間まとめ）について、広く区民から意見を収集するため、パブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	平成 20 年 1 2 月 1 1 日（木）～ 1 2 月 2 4 日（水）																				
公表方法	中間まとめの全文（以下の場所における閲覧） 以下の場所における閲覧 ・区役所北庁舎 2 階公園緑地課 ・区役所 2 階情報提供コーナー 荒川区のホームページへの掲載																				
対象	次のいずれかに該当する方 ・区内在住・在勤・在学の方 ・区内に事務所・事業所を有する個人・法人・各種団体																				
意見募集方法及び意見提出件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>意見募集方法</th> <th>意見提出件数</th> <th>意見項目数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園緑地課への持参</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>郵送</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ファックス</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>電子メール</td> <td>3</td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> <td>3 1</td> </tr> </tbody> </table>			意見募集方法	意見提出件数	意見項目数	公園緑地課への持参	0	0	郵送	3	3	ファックス	0	0	電子メール	3	2 8	合計	6	3 1
意見募集方法	意見提出件数	意見項目数																			
公園緑地課への持参	0	0																			
郵送	3	3																			
ファックス	0	0																			
電子メール	3	2 8																			
合計	6	3 1																			

公園・児童遊園等一覧

1 公園

(1) 区立公園

平成20年12月現在

名称	面積	所在地
荒川遊園	50,840.69 m ²	荒川区西尾久 6-35-11
尾久小公園	661.00 m ²	" 東尾久 6-42-6
三河島公園	2,464.00 m ²	" 荒川 8-25-2
尾久八幡公園	786.97 m ²	" 西尾久 3-6-4
日暮里公園	3,580.16 m ²	" 東日暮里 3-11-10
日暮里南公園	6,229.85 m ²	" 東日暮里 5-19-1
尾竹橋公園	4,193.61 m ²	" 町屋 7-17-6
熊野前公園	953.00 m ²	" 東尾久 8-1-1
瑞光公園	1,091.84 m ²	" 南千住 1-26-10
天王公園	6,159.00 m ²	" 南千住 6-67-21
荒川公園	14,707.90 m ²	" 荒川 2-2-3
荒川東公園	973.97 m ²	" 荒川 1-4-11
荒木田公園	791.14 m ²	" 町屋 7-4-5
藍染公園	1,678.74 m ²	" 町屋 1-34-9
西日暮里公園	3,841.38 m ²	" 西日暮里 3-5-5
荒川五丁目公園	1,057.13 m ²	" 荒川 5-41-1
東日暮里一丁目公園	1,462.27 m ²	" 東日暮里 1-17-22
荒川自然公園	56,925.24 m ²	" 荒川 8-25-3
荒川二丁目公園	1,619.09 m ²	" 荒川 2-58-2
町屋五丁目南公園	968.54 m ²	" 町屋 5-17-3
町屋五丁目北公園	1,391.59 m ²	" 町屋 5-11-20
西尾久四丁目公園	3,094.00 m ²	" 西尾久 4-6-3
西尾久四丁目北公園	1,006.04 m ²	" 西尾久 4-12-6
西日暮里六丁目公園	971.56 m ²	" 西日暮里 6-11-2
荒川八丁目公園	3,474.85 m ²	" 荒川 8-16-5
荒川三丁目公園	967.87 m ²	" 荒川 3-33-8
荒川二丁目南公園	1,465.61 m ²	" 荒川 2-18-6
荒川八丁目南公園	729.34 m ²	" 荒川 8-2-2
原公園	2,050.28 m ²	" 町屋 5-9-7
リバーハープ公園	2,434.37 m ²	" 南千住 4-9-5
真土公園	1,656.55 m ²	" 西日暮里 1-26-9
瑞光橋公園	15,038.04 m ²	" 南千住 8-18-1
町屋七丁目公園	1,266.56 m ²	" 町屋 7-16-6
合計	196,532.18 m ²	33 か所

(2) 都立公園

平成20年12月現在

名 称	面 積	所 在 地
尾久の原公園	61,841.28 m ²	荒川区東尾久7丁目
汐入公園	126,485.44 m ²	" 南千住8丁目
合計	188,326.72 m ²	2 か所

2 児童遊園

平成20年12月現在

名 称	面 積	所 在 地
南千住第一児童遊園	249.14 m ²	荒川区南千住2-21-8
南千住第二児童遊園	174.06 m ²	" 南千住6-60-15
南千住第四児童遊園	528.30 m ²	" 南千住1-56-11
三河島第二児童遊園	341.06 m ²	" 荒川2-31-7
町屋第二児童遊園	483.14 m ²	" 町屋4-3-10
町屋第三児童遊園	290.21 m ²	" 町屋4-30-6
町屋第四児童遊園	641.88 m ²	" 町屋3-10-13
尾久第一児童遊園	406.68 m ²	" 東尾久4-45-3
尾久第二児童遊園	350.74 m ²	" 町屋6-8-8
尾久第三児童遊園	420.39 m ²	" 東尾久6-5-10
尾久第四児童遊園	320.62 m ²	" 東尾久6-21-2
尾久第五児童遊園	515.04 m ²	" 東尾久8-21-6
日暮里第一児童遊園	465.09 m ²	" 東日暮里3-37-6
日暮里第二児童遊園	224.00 m ²	" 西日暮里4-7-11
小鳩児童遊園	990.85 m ²	" 西日暮里1-17-5
前沼児童遊園	553.49 m ²	" 荒川3-28-12
宮前児童遊園	1,848.55 m ²	" 東尾久5-46-14
一本松児童遊園	588.62 m ²	" 町屋1-10-2
八幡児童遊園	377.85 m ²	" 西尾久2-5-9
峡田児童遊園	664.22 m ²	" 荒川1-55-2
西尾久一丁目児童遊園	661.15 m ²	" 西尾久1-26-7
花見寺前児童遊園	350.40 m ²	" 西日暮里3-18-7
本町通児童遊園	495.85 m ²	" 東尾久2-37-13
荒川六丁目児童遊園	184.89 m ²	" 荒川6-49-8
三瑞児童遊園	262.16 m ²	" 南千住7-8-9
東尾久一丁目児童遊園	421.35 m ²	" 東尾久1-24-21
東日暮里四丁目児童遊園	305.38 m ²	" 東日暮里4-15-9
新地児童遊園	229.54 m ²	" 荒川6-39-1
仲通り児童遊園	196.86 m ²	" 南千住5-5-8
東尾久二丁目児童遊園	358.33 m ²	" 東尾久2-9-3
東尾久三丁目児童遊園	111.55 m ²	" 東尾久3-5-1
花の木児童遊園	453.27 m ²	" 荒川6-14-3
真土児童遊園	281.38 m ²	" 西日暮里1-11-7

若葉児童遊園	232.67 m ²	荒川区南千住 5-12-3
地藏堀児童遊園	385.21 m ²	" 南千住 6-11-1
江川堀児童遊園	381.15 m ²	" 町屋 6-4-12
西尾久四丁目児童遊園	330.61 m ²	" 西尾久 4-17-9
西尾久五丁目児童遊園	436.21 m ²	" 西尾久 5-5-11
南千住三丁目児童遊園	686.43 m ²	" 南千住 3-28-2
宮前第二児童遊園	1,134.52 m ²	" 東尾久 8-45-4
東尾久上児童遊園	479.35 m ²	" 東尾久 4-24-1
東尾久三丁目西児童遊園	468.23 m ²	" 東尾久 3-24-7
町屋六丁目児童遊園	860.48 m ²	" 町屋 6-22-3
町屋八丁目児童遊園	467.86 m ²	" 町屋 8-2-5
東日暮里六丁目児童遊園	264.05 m ²	" 東日暮里 6-5-5
西日暮里六丁目児童遊園	385.74 m ²	" 西日暮里 6-45-4
荒川五丁目児童遊園	354.13 m ²	" 荒川 5-24-7
東尾久四丁目児童遊園	347.28 m ²	" 東尾久 4-12-1
西尾久七丁目児童遊園	421.38 m ²	" 西尾久 7-16-9
町屋五丁目児童遊園	546.51 m ²	" 町屋 5-17-13
東日暮里二丁目児童遊園	247.74 m ²	" 東日暮里 2-17-11
町屋三丁目児童遊園	1,073.00 m ²	" 町屋 3-27-6
東尾久三丁目北児童遊園	619.10 m ²	" 東尾久 3-18-4
町屋八丁目南児童遊園	224.55 m ²	" 町屋 8-21-12
東日暮里六丁目西児童遊	386.25 m ²	" 東日暮里 6-38-3
町屋七丁目児童遊園	485.21 m ²	" 町屋 7-19-8
東尾久五丁目南児童遊園	554.38 m ²	" 東尾久 5-28-3
東尾久六丁目児童遊園	212.32 m ²	" 東尾久 6-16-15
東日暮里三丁目児童遊園	866.69 m ²	" 東日暮里 3-14-5
西日暮里二丁目北児童遊	908.50 m ²	" 西日暮里 2-2-8
町屋六丁目東児童遊園	219.01 m ²	" 町屋 6-36-17
西尾久四丁目南児童遊園	460.13 m ²	" 西尾久 4-11-1
西尾久八丁目児童遊園	419.48 m ²	" 西尾久 8-12-8
町屋七丁目北児童遊園	408.28 m ²	" 町屋 7-5-8
荒川一丁目児童遊園	497.37 m ²	" 荒川 1-5-9
荒川五丁目東児童遊園	357.71 m ²	" 荒川 5-7-2
東尾久五丁目児童遊園	186.50 m ²	" 東尾久 5-9-4
若宮八幡児童遊園	584.51 m ²	" 南千住 6-35-7
町屋六丁目北児童遊園	629.43 m ²	" 町屋 6-37-2
南千住六丁目児童遊園	471.70 m ²	" 南千住 6-49-9
合計	32,739.71 m ²	70 か所

3 グリーンスポット

平成20年12月現在

名称	面積	所在地
町屋三丁目グリーンスポット	121.16 m ²	荒川区町屋 3-2-3
千住間道グリーンスポット	27.87 m ²	" 南千住 6-26-13
一本松グリーンスポット	250.86 m ²	" 町屋 1-9-14
荒川三丁目グリーンスポット	166.23 m ²	" 荒川 3-22-3
西尾久五丁目グリーンスポット	198.37 m ²	" 西尾久 5-27-12
西尾久六丁目グリーンスポット	170.12 m ²	" 西尾久 6-10-21
東尾久八丁目グリーンスポット	244.49 m ²	" 東尾久 8-5-1
町屋四丁目グリーンスポット	260.90 m ²	" 町屋 4-1-10
荒川六丁目西グリーンスポット	123.30 m ²	" 荒川 6-66-9
荒川六丁目グリーンスポット	242.84 m ²	" 荒川 6-32
合計	1,806.14 m ²	10 か所

4 広場、遊び場、緑地等

平成20年12月現在

名称	面積	所在地
南千住浄水場遊戯広場	1,874.69 m ²	荒川区南千住 6-39-15
西日暮里六丁目遊び場	102.34 m ²	" 西日暮里 6-29-5
西日暮里一丁目広場	3,551.67 m ²	" 西日暮里 1-6-20
南千住七丁目緑地	136.97 m ²	" 南千住 7-23-2
西尾久八丁目緑地	122.30 m ²	" 西尾久 8-12-20
緑地(南千住一丁目公衆便所跡地)	9.06 m ²	" 南千住 1-12-11
南千住六丁目緑地	1,350.75 m ²	" 南千住 6-38-2
汐入せせらぎ広場	1,589.48 m ²	" 南千住 8-17-2
荒川一丁目広場	530.53 m ²	" 荒川 1-8
合計	9,267.79 m ²	9 か所

